

概要版

会津若松市

地域福祉計画

社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会

地域福祉活動計画



会津若松市

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

地域福祉ってなに？

『地域福祉』とは、私達が生活する地域の生活課題を、みんなで協力しながら解決できる仕組みをつくり、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現しようとする考え方です。

初めての子育てで不安があるけど、相談する人がいなくて・・・。

風間、地域の中に高齢者しかいなくて、災害が起こったら心配で。

これから先、健康でいられるかなあ。

一人暮らしの私には、冬場の雪かきが大変なの。腰も痛いし・・・。

地域の身近な問題

今は支援を必要としなくても、いずれは誰でも必要となるよね。こうした地域福祉の考えを今から意識しておくことは、とても大事だね！！

地域の多様な主体の協力・連携による取り組み、支援

地域福祉計画とは？

地域福祉計画は、この会津若松市の中で、誰もが、いつまでも安心して暮らせるよう、地域福祉の考えに基づき、市民、行政、社会福祉関係団体等の多様な主体が、共通の認識を有しながら、協働の仕組みづくりを推進するための指針として平成27年度に策定しました。

地域の課題と課題の解決に向けた取組みの一部

地域福祉計画には、市民の皆様方との懇談会でお聴きした地域の課題や、その課題を解決するために既に行われている一部の先進的な取組みを掲載しています。






(課題) **交通弱者の移動手段の確保**
(城北地区の取組み)
⇒地域住民、バス事業者、市との協働によるコミュニティバスの運行

(課題) **買い物困難世帯に関する問題**
(鶴城、門田地区の取組み)
⇒商業施設との協力による移動販売車の運行

(課題) **一人暮らし高齢者への声掛けや見守り**
(行仁地区の取組み)
⇒町内会ぐるみでの一人暮らし高齢者への声掛けや見守りの実施

(課題) **地域内の世代間交流の創出**
(課題) **子どもの防犯のための見守り活動**
(門田地区の取組み)
⇒各種団体による子どもとの交流促進及び防犯のための見守り

地域福祉計画の6つの基本的視点

- ① 地域福祉の主役は市民一人ひとりであることを意識する 
- ② 生活の場の広がり（圏域）について考える 
- ③ 地域が抱える生活課題・福祉課題について認識する 
- ④ 地域特有の取り組みを把握する 
- ⑤ 地域福祉活動を行うための仕組みづくりを考える 
- ⑥ 地域福祉活動を行う多様な主体への相互理解を深める 

地域福祉計画の2つの特徴

【特徴①】 地域の多様な主体の役割分担のあり方

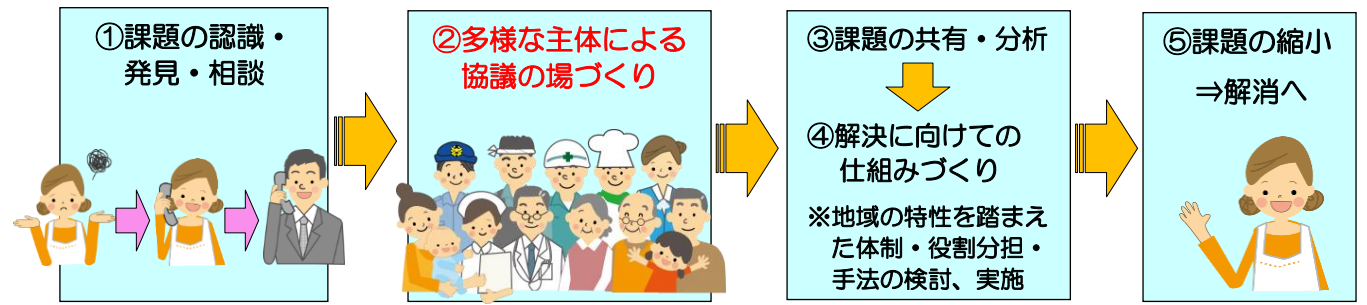
地域福祉計画では、各基本施策の展開にあたり、過去の地域懇談会等を通して、市民の皆様とともに考えた多様な主体間の役割分担のあり方をそれぞれに記載しています。

■例えば、基本施策「地域福祉活動への参加の促進」の展開にかかる役割分担は・・・

<p>市民 に期待されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内会に加入します。 ○地域の行事等に可能な範囲で参加します。 ○自らが生活する地域の課題を意識します。 	<p>地域の各種団体 に期待されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課題解決のために、皆で行えることを考えます。 ○地域で取組めることから、行動に移す努力をします。 ○他地域の取組みへの関心を高め、情報収集に努めます。 	<p>社会福祉協議会、民間事業者等 に求められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の推進につながるよう、取り組みを進めます。（社協） ○従業員が地域活動、ボランティア等に参加しやすいような職場環境づくりに努めます。（事業者） 	<p>行政 の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の事例や情報等の市民への紹介 ○懇談会、講演会、勉強会等の実施による地域福祉活動への参加促進 ○企業や事業所への働きかけによる地域福祉活動への参加促進の環境づくり
---	---	---	---

【特徴②】 地域課題の解決に向けた協議の場づくり

地域課題の解決は、市民、行政、社会福祉関係団体等の多様な主体が、課題を把握し、共有することから始まります。市や社会福祉協議会では、必要な協議の場をつくり、地域の実情に合った仕組みづくりに向けた支援や関係者間の調整を行っていきます。



社会福祉協議会とは？



社会福祉協議会（社協）は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置づけられていて、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を目指して様々な活動を行っています。会津若松市社協は「一人ひとりが思いやりみんなで支え合うあいづわかまつ」を理念に掲げ、住民の皆さんとともに、よりよい地域づくりを目指します。

どんなことをしているの？



総合生活支援事業

いろいろなご相談や生活への支援、権利擁護を行っています。

地域福祉総合推進事業

サロン活動など、地域のつながりづくりを支援しています。

ボランティアセンター事業

ボランティア活動の推進を図っています。

子育て支援事業

湊地区の施設運営や、子育てについて支援しています。

介護保険・障がい福祉サービス

ホームヘルプ、ケアマネジメント、デイサービス、グループホーム、地域包括支援センターなどを運営しています。

施設管理運営

老人福祉センター、北会津保健センターを管理運営しています。

住民主体のふくしのまちづくり

地域福祉活動計画って何？内容は？



地域福祉を推進するために、住民の皆さんとともに、地域課題の解決に向けて取り組む計画です。地域福祉活動計画では、4つの基本目標、8つの基本計画、21の活動事例の方向性・展開、4つの重点事項を示し、地域福祉活動を進めていきます。(くわしくは6ページをご覧ください)

重点的な取り組み



【重点事業1】 地区社会福祉協議会の設立・運営支援 ～地域の自助・互助力の強化～

住民相互の助け合いや支え合い活動を進めるために、そして地域活動の横のつながりを進めるために、身近で顔が見える範囲の地域福祉推進基礎組織としての、地区社会福祉協議会の設立に取り組みます。

【重点事業2】 身近な相談窓口の開設 ～相談・生活支援体制の充実～

皆様に身近で利用しやすい相談・生活支援を行うため、広報活動の強化・相談体制の充実・身近な相談窓口の整備に取り組みます。

【重点事業3】 地域支援コーディネーターの育成・配置 ～アウトリーチの強化～

アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた取り組みを進めるため、地域支援コーディネーターの育成・配置に取り組みます。

【重点事業4】 多様なネットワークの構築 ～新たな協働事業の創出～

地域のセーフティネット(支援体制)を構築するための体制や、新たな地域課題にすぐに対応出来る地区社会福祉協議会など住民協議体の組織化に取り組みます。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の体系

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の体系は、以下のとおりです。

地域福祉計画 (市)

- 【重点的な取り組み】
- 1 地域福祉活動の基盤となる地域の仕組みづくりの推進
 - 2 災害時避難行動要支援者に対する日常的な見守り体制
 - 3 生活困窮者自立支援の取り組み

【基本理念】

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

【基本目標】

基本目標1
地域の理解を深め、担い手を育てる地域づくり
※地域福祉活動計画の基本目標Ⅰと連動

基本目標2
地域の中での支え合い、助け合いがある地域づくり
※地域福祉活動計画の基本目標Ⅱと連動


基本目標3
いつまでも安心、安全に暮らせる地域づくり
※地域福祉活動計画の基本目標Ⅲと連動

基本目標4
健康ですっきりいきいき暮らせる地域づくり
※地域福祉活動計画の基本目標Ⅳと一部連動

基本目標5
福祉サービスの充実した地域づくり
※地域福祉活動計画の基本目標Ⅳと連動

【基本施策】


1 地域福祉の理解促進及び福祉の心の育成
2 地域活動の担い手と人材育成への支援
3 若者が参加しやすい環境づくり



1 地域福祉活動への参加の促進
2 市民協働による取り組みの推進




1 地域の活動拠点づくり
2 災害時避難行動要支援者への見守り等の日常的な支援
3 生活支援に係る情報提供体制の充実
4 子育てにやさしい環境づくり
5 高齢者が安心して生活できる地域づくり
6 障がい者（児）への理解促進と共生の地域づくり
7 生活困窮者の自立に向けた支援
8 安心安全なまちづくり



1 健康づくりの推進
2 地域医療体制の充実



1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
2 相談体制の充実・強化
3 利用者主体の福祉サービスの実現



地域福祉計画の詳細はコチラのURLをご参照ください↓↓
<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016031600018/>

◎地域福祉計画と地域福祉活動計画は、基本理念の方向性を概ね共有しています。

地域福祉活動計画 (社協)

【重点事業】

- 1 地区社会福祉協議会の設立・運営支援
- 2 身近な相談窓口の開設
- 3 地域支援コーディネーターの育成・配置
- 4 多様なネットワークの構築

【基本理念】

一人ひとりが思いやりみんなであいづれがまっ

【基本目標及び基本計画】

基本目標Ⅰ
地域を支える人づくり
※地域福祉計画の基本目標1と連動

- 基本計画**
- 1 福祉の心の育成・推進
 - 2 地域福祉活動を担う人材の育成・支援

基本目標Ⅱ
互いに支え合う
つながりづくり
※地域福祉計画の基本目標2と連動

- 基本計画**
- 1 福祉コミュニティの推進
 - 2 ボランティア活動の促進

基本目標Ⅲ
誰もが安心・安全に
暮らせる環境づくり
※地域福祉計画の基本目標3・4と一部連動


- 基本計画**
- 1 総合的・包括的支援体制の推進
 - 2 健康で安心・安全な生活の確立

基本目標Ⅳ
ふくしの
ネットワークづくり
※地域福祉計画の基本目標5と連動


- 基本計画**
- 1 相談・支援体制の充実
 - 2 分かりやすい情報と広報活動

【基本計画にかかる活動事例の方向性・展開】


- 基本計画1
- (1) 共生意識の醸成
 - (2) 幼少期からの「福祉教育」の充実
 - (3) 生涯学習における「地域福祉」の推進


- 基本計画2
- (1) 人財の育成
 - (2) 実習生、研修生の受け入れ
- 

- 基本計画1
- (1) 地域サロンの普及・推進
 - (2) 小地域福祉活動の支援

- 基本計画2
- (1) ボランティア活動の普及・支援
 - (2) 広域的な連絡、連携体制の整備
- 

- 基本計画1
- (1) 地域包括ケアシステムの推進
 - (2) ふれあい活動の推進
 - (3) 生活困窮者の相談・支援の充実
 - (4) 権利擁護の推進

- 基本計画2
- (1) 地域で取り組む健康づくり
 - (2) 防犯・防災意識の醸成
 - (3) 福祉避難施設の支援
- 

- 基本計画1
- (1) 身近な相談窓口の整備
 - (2) 相談窓口のネットワーク化
 - (3) 福祉サービス利用支援の充実
- 

- 基本計画2
- (1) 情報の伝達・提供・公開
 - (2) 関係機関、連絡協議会とのネットワークの形成

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民、行政、社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の地域の多様な主体間での協働や、地域の様々な資源の活用を図りながら、推進していきます。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進期間】

平成28年度～平成32年度（5年間）

※両計画は、適宜評価・見直しを行い、次期以降の計画に反映させていきます。

車の両輪の関係性を有する市と社会福祉協議会

地域福祉の推進にあたっては、市が、必要な環境整備や、公的福祉サービスの提供等を行う役割であるのに対して、社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉活動の推進や、地域の支え合い等に向けた取組みを行う中核的な役割を担うなど、**両者の関係性は、公と民の2つの視点から相互補完しながら、地域福祉を推進する『車の両輪』に例えられています。**



◎会津若松市地域福祉計画 概要版

◎社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 概要版

【発行・編集】 会津若松市健康福祉部地域福祉課

TEL0242-39-1232

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

TEL0242-28-4030